



株式会社ビューティドクターセルムス 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 11年 3月 31日までの 5年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和 6年 4月~ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和 6年 4月~ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：令和8年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、中抜け（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和 7年 4月~ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 8年 1月~ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 9年 4月~ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 9年 8月~ 計画的な取得に向けて管理者研修を行う
- 令和 9年 12月~ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和10年 4月~ 社内報などでキャンペーンを行う